

新旧対照表

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成十二年規則第十一号）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、知事が保有する行政文書の開示等について、<u>千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設を定める規則</u>（平成十三年千葉県規則第十号）及び千葉県情報公開条例第八条第二号ハの警察職員を定める規則（平成十七年千葉県規則第六十六号）に定めるもののほか、千葉県情報公開条例（平成十二年千葉県条例第六十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(行政文書開示請求書等)</p> <p>第二条 条例第七条第一項に規定する開示請求書は、行政文書開示請求書（別記第一号様式）とする。</p> <p>2 条例第七条第一項第三号に規定する実施機関が定める事項は、開示請求をしようとするものが求める開示の方法とする。</p> <p>(行政文書開示決定通知書等)</p> <p>第三条 条例第十二条第一項に規定する開示の実施に関し実施機関が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一 開示を実施する日時及び場所（開示を写し等（文書又は図画の写し並びに電磁的記録を複写したもの及び用紙に出力したものをいう。以下同じ。）の交付の方法により実施する場合であって、当該交付を送付により実施するときを除く。）</p> <p>二 開示の実施の方法</p> <p>2 条例第十二条第一項に規定する書面は、行政文書の全部を開示する場合にあっては行政文書開示決定通知書（別記第二号様式）、行政文書の一部を開示する場合にあっては行政文書部分開示決定通知書（別記第三号様式）とする。</p> <p>3 条例第十二条第二項に規定する書面は、行政文書不開示決定通知書（別記第四号様式）とする。</p> <p>(開示決定等期間延長通知書)</p> <p>第四条 条例第十三条第二項に規定する書面は、開示決定等期間延長通知書（別</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、知事が保有する行政文書の開示等について、<u>千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設及び同項第三号の電磁的記録を定める規則</u>（平成十三年千葉県規則第十号）及び千葉県情報公開条例第八条第二号ハの警察職員を定める規則（平成十七年千葉県規則第六十六号）に定めるもののほか、千葉県情報公開条例（平成十二年千葉県条例第六十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(行政文書開示請求書等)</p> <p>第二条 条例第七条第一項に規定する開示請求書は、行政文書開示請求書（別記第一号様式）とする。</p> <p>2 条例第七条第一項第三号に規定する実施機関が定める事項は、開示請求をしようとするものが求める開示の方法とする。</p> <p>(行政文書開示決定通知書等)</p> <p>第三条 条例第十二条第一項に規定する開示の実施に関し実施機関が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一 開示を実施する日時及び場所（開示を写し等（文書又は図画の写し並びに電磁的記録を複写したもの及び用紙に出力したものをいう。以下同じ。）の交付の方法により実施する場合であって、当該交付を送付により実施するときを除く。）</p> <p>二 開示の実施の方法</p> <p>2 条例第十二条第一項に規定する書面は、行政文書の全部を開示する場合にあっては行政文書開示決定通知書（別記第二号様式）、行政文書の一部を開示する場合にあっては行政文書部分開示決定通知書（別記第三号様式）とする。</p> <p>3 条例第十二条第二項に規定する書面は、行政文書不開示決定通知書（別記第四号様式）とする。</p> <p>(開示決定等期間延長通知書)</p> <p>第四条 条例第十三条第二項に規定する書面は、開示決定等期間延長通知書（別</p>

記第五号様式) とする。

(開示決定等の期限の特例適用通知書)

第五条 条例第十四条に規定する書面は、開示決定等の期限の特例適用通知書(別記第六号様式) とする。

(事案移送通知書)

第六条 条例第十五条第一項に規定する書面は、事案移送通知書(別記第七号様式) とする。

2 条例第十五条の二第一項に規定する書面は、事案移送通知書(議会移送用)(別記第七号様式の二) とする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る通知)

第七条 条例第十六条第一項に規定する実施機関が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 開示請求の年月日
- 二 開示請求に係る行政文書に記録されている当該県以外のものに関する情報の内容
- 三 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第十六条第二項に規定する実施機関が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 開示請求の年月日
- 二 条例第十六条第二項各号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- 三 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- 四 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第十六条第二項に規定する書面は、意見書提出に係る通知書(別記第八号様式) とする。

4 条例第十六条第三項(条例第二十二条において準用する場合を含む。)に規定する書面は、行政文書の開示に係る通知書(別記第九号様式) とする。

(電磁的記録の開示の実施の方法)

第八条 条例第十七条に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる

記第五号様式) とする。

(開示決定等の期限の特例適用通知書)

第五条 条例第十四条に規定する書面は、開示決定等の期限の特例適用通知書(別記第六号様式) とする。

(事案移送通知書)

第六条 条例第十五条第一項に規定する書面は、事案移送通知書(別記第七号様式) とする。

2 条例第十五条の二第一項に規定する書面は、事案移送通知書(議会移送用)(別記第七号様式の二) とする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る通知)

第七条 条例第十六条第一項に規定する実施機関が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 開示請求の年月日
- 二 開示請求に係る行政文書に記録されている当該県以外のものに関する情報の内容
- 三 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第十六条第二項に規定する実施機関が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 開示請求の年月日
- 二 条例第十六条第二項各号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- 三 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- 四 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第十六条第二項に規定する書面は、意見書提出に係る通知書(別記第八号様式) とする。

4 条例第十六条第三項(条例第二十二条において準用する場合を含む。)に規定する書面は、行政文書の開示に係る通知書(別記第九号様式) とする。

(電磁的記録の開示の実施の方法)

第八条 条例第十七条に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる

電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、知事が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

一 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録  
当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複製したものの交付

二 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第二号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複製したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、知事が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前各項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、知事は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複製したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

（行政文書の開示）

第九条 行政文書を閲覧し、又は視聴するものは、当該行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

2 知事は、前項の規定に違反したもの又は違反するおそれがあると認められるものに対し、行政文書の閲覧又は視聴を停止し、又は禁止することができる。

3 行政文書の写し等を交付する場合の交付部数は、開示請求一件につき一部とする。

（審査会に諮問した旨の通知）

第十条 条例第二十一条第二項の規定による通知は、諮問通知書（別記第十号様式）により行うものとする。

（出資法人の告示）

第十一条 知事は、条例第二十八条第一項の規定により出資法人を定め、又は

電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、知事が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

一 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録  
当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複製したものの交付

二 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第二号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複製したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、知事が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前各項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、知事は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複製したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

（行政文書の開示）

第九条 行政文書を閲覧し、又は視聴するものは、当該行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

2 知事は、前項の規定に違反したもの又は違反するおそれがあると認められるものに対し、行政文書の閲覧又は視聴を停止し、又は禁止することができる。

3 行政文書の写し等を交付する場合の交付部数は、開示請求一件につき一部とする。

（審査会に諮問した旨の通知）

第十条 条例第二十一条第二項の規定による通知は、諮問通知書（別記第十号様式）により行うものとする。

（出資法人の告示）

第十一条 知事は、条例第二十八条第一項の規定により出資法人を定め、又は

変更したときは、速やかに告示するものとする。

(点字による請求等)

第十二条 第二条第一項及び第七条第三項の規定にかかわらず、視覚障害者は、第二条第一項に規定する行政文書開示請求書及び第七条第三項に規定する意見書提出に係る通知書の別紙に代えてそれぞれの様式に示された事項を点字により表記した文書により提出することができる。

**附 則**

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

変更したときは、速やかに告示するものとする。

(点字による請求等)

第十二条 第二条第一項及び第七条第三項の規定にかかわらず、視覚障害者は、第二条第一項に規定する行政文書開示請求書及び第七条第三項に規定する意見書提出に係る通知書の別紙に代えてそれぞれの様式に示された事項を点字により表記した文書により提出することができる。

新旧対照表

○千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則

新	旧
<p>千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則 平成十三年三月六日 教育委員会規則第三号</p> <p>改正 平成一四年 三月二九日教育委 平成一七年 四月 一日教育委 員会規則第二〇号 員会規則第一五号 平成一九年 九月二八日教育委 平成二六年一二月一九日教育委 員会規則第一七号 員会規則第一五号 平成二七年 三月三一日教育委 平成二八年 三月二五日教育委 員会規則第一一号 員会規則第三号 令和 二年 三月三一日教育委 員会規則第四号</p>	<p>千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則 平成十三年三月六日 教育委員会規則第三号</p> <p>改正 平成一四年 三月二九日教育委 平成一七年 四月 一日教育委 員会規則第二〇号 員会規則第一五号 平成一九年 九月二八日教育委 平成二六年一二月一九日教育委 員会規則第一七号 員会規則第一五号 平成二七年 三月三一日教育委 平成二八年 三月二五日教育委 員会規則第一一号 員会規則第三号 令和 二年 三月三一日教育委 員会規則第四号</p>
<p>千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則 (趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が保有する行政文書の開示等について、<u>千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設を定める規則</u>（平成十三年千葉県規則第十号）及び千葉県情報公開条例第八条第二号ハの警察職員を定める規則（平成十七年千葉県規則第六十五号）に定めるもののほか、千葉県情報公開条例（平成十二年千葉県条例第六十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(行政文書開示請求書等)</p> <p>第二条 条例第七条第一項に規定する開示請求書は、行政文書開示請求書（別記第一号様式）とする。</p> <p>2 条例第七条第一項第三号に規定する実施機関が定める事項は、開示請求をしようとするものが求める開示の方法とする。</p> <p>(行政文書開示決定通知書等)</p> <p>第三条 条例第十二条第一項に規定する開示の実施に関し実施機関が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一 開示を実施する日時及び場所（開示を写し等（文書又は図画の写し並びに電磁的記録を複写したもの及び用紙に出力したものをいう。以下同じ。）の交付の方法により実施する場合であって、当該交付を送付により実施す</p>	<p>千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則 (趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が保有する行政文書の開示等について、<u>千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設及び同項第三号の電磁的記録を定める規則</u>（平成十三年千葉県規則第十号）及び千葉県情報公開条例第八条第二号ハの警察職員を定める規則（平成十七年千葉県規則第六十五号）に定めるもののほか、千葉県情報公開条例（平成十二年千葉県条例第六十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(行政文書開示請求書等)</p> <p>第二条 条例第七条第一項に規定する開示請求書は、行政文書開示請求書（別記第一号様式）とする。</p> <p>2 条例第七条第一項第三号に規定する実施機関が定める事項は、開示請求をしようとするものが求める開示の方法とする。</p> <p>(行政文書開示決定通知書等)</p> <p>第三条 条例第十二条第一項に規定する開示の実施に関し実施機関が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一 開示を実施する日時及び場所（開示を写し等（文書又は図画の写し並びに電磁的記録を複写したもの及び用紙に出力したものをいう。以下同じ。）の交付の方法により実施する場合であって、当該交付を送付により実施す</p>

るときを除く。)

## 二 開示の実施の方法

2 条例第十二条第一項に規定する書面は、行政文書の全部を開示する場合にあっては行政文書開示決定通知書（別記第二号様式）、行政文書の一部を開示する場合にあっては行政文書部分開示決定通知書（別記第三号様式）とする。

3 条例第十二条第二項に規定する書面は、行政文書不開示決定通知書（別記第四号様式）とする。

（開示決定等期間延長通知書）

第四条 条例第十三条第二項に規定する書面は、開示決定等期間延長通知書（別記第五号様式）とする。

（開示決定等の期限の特例適用通知書）

第五条 条例第十四条に規定する書面は、開示決定等の期限の特例適用通知書（別記第六号様式）とする。

（事案移送通知書）

第六条 条例第十五条第一項に規定する書面は、事案移送通知書（別記第七号様式）とする。

2 条例第十五条の二第一項に規定する書面は、事案移送通知書（議会移送用）（別記第七号様式の二）とする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る通知）

第七条 条例第十六条第一項に規定する実施機関が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 開示請求の年月日

二 開示請求に係る行政文書に記録されている当該県以外のものに関する情報の内容

三 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第十六条第二項に規定する実施機関が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 開示請求の年月日

二 条例第十六条第二項各号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

三 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

四 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

るときを除く。)

## 二 開示の実施の方法

2 条例第十二条第一項に規定する書面は、行政文書の全部を開示する場合にあっては行政文書開示決定通知書（別記第二号様式）、行政文書の一部を開示する場合にあっては行政文書部分開示決定通知書（別記第三号様式）とする。

3 条例第十二条第二項に規定する書面は、行政文書不開示決定通知書（別記第四号様式）とする。

（開示決定等期間延長通知書）

第四条 条例第十三条第二項に規定する書面は、開示決定等期間延長通知書（別記第五号様式）とする。

（開示決定等の期限の特例適用通知書）

第五条 条例第十四条に規定する書面は、開示決定等の期限の特例適用通知書（別記第六号様式）とする。

（事案移送通知書）

第六条 条例第十五条第一項に規定する書面は、事案移送通知書（別記第七号様式）とする。

2 条例第十五条の二第一項に規定する書面は、事案移送通知書（議会移送用）（別記第七号様式の二）とする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る通知）

第七条 条例第十六条第一項に規定する実施機関が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 開示請求の年月日

二 開示請求に係る行政文書に記録されている当該県以外のものに関する情報の内容

三 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第十六条第二項に規定する実施機関が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 開示請求の年月日

二 条例第十六条第二項各号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

三 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

四 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第十六条第二項に規定する書面は、意見書提出に係る通知書（別記第八号様式）とする。

4 条例第十六条第三項（条例第二十二条において準用する場合を含む。）に規定する書面は、行政文書の開示に係る通知書（別記第九号様式）とする。

（電磁的記録の開示の実施の方法）

第八条 条例第十七条に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、教育委員会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

一 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録  
当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

二 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第二号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、教育委員会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前各項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、教育委員会は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

（行政文書の開示）

第九条 行政文書を閲覧し、又は視聴するものは、当該行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

2 教育委員会は、前項の規定に違反したもの又は違反するおそれがあると認められるものに対し、行政文書の閲覧又は視聴を停止し、又は禁止することができる。

3 行政文書の写し等を交付する場合の交付部数は、開示請求一件につき一部とする。

（審査会に諮問した旨の通知）

第十条 条例第二十一条第二項の規定による通知は、諮問通知書（別記第十号

3 条例第十六条第二項に規定する書面は、意見書提出に係る通知書（別記第八号様式）とする。

4 条例第十六条第三項（条例第二十二条において準用する場合を含む。）に規定する書面は、行政文書の開示に係る通知書（別記第九号様式）とする。

（電磁的記録の開示の実施の方法）

第八条 条例第十七条に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、教育委員会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

一 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録  
当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

二 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第二号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、教育委員会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前各項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、教育委員会は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

（行政文書の開示）

第九条 行政文書を閲覧し、又は視聴するものは、当該行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

2 教育委員会は、前項の規定に違反したもの又は違反するおそれがあると認められるものに対し、行政文書の閲覧又は視聴を停止し、又は禁止することができる。

3 行政文書の写し等を交付する場合の交付部数は、開示請求一件につき一部とする。

（審査会に諮問した旨の通知）

第十条 条例第二十一条第二項の規定による通知は、諮問通知書（別記第十号

様式)により行うものとする。

(出資法人の告示)

第十一条 教育委員会は、条例第二十八条第一項の規定により出資法人を定め、又は変更したときは、速やかに告示するものとする。

(点字による請求等)

第十二条 第二条第一項及び第七条第三項の規定にかかわらず、視覚障害者は、第二条第一項に規定する行政文書開示請求書及び第七条第三項に規定する意見書提出に係る通知書の別紙に代えてそれぞれの様式に示された事項を点字により表記した文書により提出することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。  
(千葉県教育委員会が管理する公文書の公開に関する規則の廃止)
- 2 千葉県教育委員会が管理する公文書の公開に関する規則(昭和六十三年千葉県教育委員会規則第十号)は、廃止する。

附 則(平成十四年三月二十九日教育委員会規則第二十号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第十一条を第十二条とし、第十条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成十七年四月一日教育委員会規則第十五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十九年九月二十八日教育委員会規則第十七号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十九年十月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県教育委員会が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規則及び千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成二十六年十二月十九日教育委員会規則第十五号)

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則(平成二十七年三月三十一日教育委員会規則第十一号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二十八年三月二十五日教育委員会規則第三号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

様式)により行うものとする。

(出資法人の告示)

第十一条 教育委員会は、条例第二十八条第一項の規定により出資法人を定め、又は変更したときは、速やかに告示するものとする。

(点字による請求等)

第十二条 第二条第一項及び第七条第三項の規定にかかわらず、視覚障害者は、第二条第一項に規定する行政文書開示請求書及び第七条第三項に規定する意見書提出に係る通知書の別紙に代えてそれぞれの様式に示された事項を点字により表記した文書により提出することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。  
(千葉県教育委員会が管理する公文書の公開に関する規則の廃止)
- 2 千葉県教育委員会が管理する公文書の公開に関する規則(昭和六十三年千葉県教育委員会規則第十号)は、廃止する。

附 則(平成十四年三月二十九日教育委員会規則第二十号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第十一条を第十二条とし、第十条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成十七年四月一日教育委員会規則第十五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十九年九月二十八日教育委員会規則第十七号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十九年十月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県教育委員会が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規則及び千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成二十六年十二月十九日教育委員会規則第十五号)

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則(平成二十七年三月三十一日教育委員会規則第十一号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二十八年三月二十五日教育委員会規則第三号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月三十一日教育委員会規則第四号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別 記

第一号様式

（第二条第一項）

第二号様式

（第三条第二項）

第三号様式

（第三条第二項）

第四号様式

（第三条第三項）

第五号様式

（第四条）

第六号様式

（第五条）

第七号様式

（第六条第一項）

第七号様式の二

（第六条第二項）

第八号様式

（第七条第三項）

第九号様式

（第七条第四項）

第十号様式

（第十条）

附 則（令和二年三月三十一日教育委員会規則第四号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別 記

第一号様式

（第二条第一項）

第二号様式

（第三条第二項）

第三号様式

（第三条第二項）

第四号様式

（第三条第三項）

第五号様式

（第四条）

第六号様式

（第五条）

第七号様式

（第六条第一項）

第七号様式の二

（第六条第二項）

第八号様式

（第七条第三項）

第九号様式

（第七条第四項）

第十号様式

（第十条）

新旧対照表

○千葉県公安委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、公安委員会が保有する行政文書の開示等について、<u>千葉県情報公開条例第2条第2項第2号の施設を定める規則</u>（平成13年千葉県規則第10号）及び千葉県情報公開条例第8条第2号ハの警察職員を定める規則（平成17年千葉県規則第66号）に定めるもののほか、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、公安委員会が保有する行政文書の開示等について、<u>千葉県情報公開条例第2条第2項第2号の施設及び同項第3号の電磁的記録を定める規則</u>（平成13年千葉県規則第10号）及び千葉県情報公開条例第8条第2号ハの警察職員を定める規則（平成17年千葉県規則第66号）に定めるもののほか、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

新旧対照表

○千葉県選挙管理委員会が保有する行政文書の開示等に関する規程

新	旧
<p>千葉県選挙管理委員会が保有する行政文書の開示等に関する規程 平成十三年三月六日 選挙管理委員会告示第九号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規程は、千葉県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が保有する行政文書の開示等について、<u>千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設を定める規則</u>（平成十三年千葉県規則第十号）及び千葉県情報公開条例第八条第二号ハの警察職員を定める規則（平成十七年千葉県規則第六十六号）に定めるもののほか、千葉県情報公開条例（平成十二年千葉県条例第六十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>附 則（令和五年 月 日選挙管理委員会告示第 号） この告示は、令和五年四月一日から施行する。</p>	<p>千葉県選挙管理委員会が保有する行政文書の開示等に関する規程 平成十三年三月六日 選挙管理委員会告示第九号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規程は、千葉県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が保有する行政文書の開示等について、<u>千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設及び同項第三号の電磁的記録を定める規則</u>（平成十三年千葉県規則第十号）及び千葉県情報公開条例第八条第二号ハの警察職員を定める規則（平成十七年千葉県規則第六十六号）に定めるもののほか、千葉県情報公開条例（平成十二年千葉県条例第六十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

新旧対照表

○千葉県監査委員が保有する行政文書の開示等に関する規程

改正案	現行
<p>千葉県監査委員が保有する行政文書の開示等に関する規程 平成十三年三月六日 監査委員告示第二号</p>	<p>千葉県監査委員が保有する行政文書の開示等に関する規程 平成十三年三月六日 監査委員告示第二号</p>
<p>改正 平成一四年 三月二九日監査委員告示第四号 平成一七年 四月 一日監査委員告示第五号 平成一九年 九月二八日監査委員告示第五号 平成二六年 一二月 一九日監査委員告示第七号 平成二八年 三月二五日監査委員告示第二号 令和 二年 三月一七日監査委員告示第三号</p>	<p>改正 平成一四年 三月二九日監査委員告示第四号 平成一七年 四月 一日監査委員告示第五号 平成一九年 九月二八日監査委員告示第五号 平成二六年 一二月 一九日監査委員告示第七号 平成二八年 三月二五日監査委員告示第二号 令和 二年 三月一七日監査委員告示第三号</p>
<p>千葉県監査委員が保有する行政文書の開示等に関する規程 (趣旨)</p>	<p>千葉県監査委員が保有する行政文書の開示等に関する規程 (趣旨)</p>
<p>第一条 この規程は、千葉県監査委員（以下「監査委員」という。）が保有する行政文書の開示等について、<u>千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設を定める規則</u>（平成十三年千葉県規則第十号）及び千葉県情報公開条例第八条第二号ハの警察職員を定める規則（平成十七年千葉県規則第六十六号）に定めるもののほか、千葉県情報公開条例（平成十二年千葉県条例第六十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第一条 この規程は、千葉県監査委員（以下「監査委員」という。）が保有する行政文書の開示等について、<u>千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設及び同項第三号の電磁的記録を定める規則</u>（平成十三年千葉県規則第十号）及び千葉県情報公開条例第八条第二号ハの警察職員を定める規則（平成十七年千葉県規則第六十六号）に定めるもののほか、千葉県情報公開条例（平成十二年千葉県条例第六十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(行政文書開示請求書等)</p>	<p>(行政文書開示請求書等)</p>
<p>第二条 条例第七条第一項に規定する開示請求書は、行政文書開示請求書（別記第一号様式）とする。</p>	<p>第二条 条例第七条第一項に規定する開示請求書は、行政文書開示請求書（別記第一号様式）とする。</p>
<p>2 条例第七条第一項第三号に規定する実施機関が定める事項は、開示請求をしようとするものが求める開示の方法とする。</p>	<p>2 条例第七条第一項第三号に規定する実施機関が定める事項は、開示請求をしようとするものが求める開示の方法とする。</p>
<p>(行政文書開示決定通知書等)</p>	<p>(行政文書開示決定通知書等)</p>
<p>第三条 条例第十二条第一項に規定する開示の実施に関し実施機関が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p>	<p>第三条 条例第十二条第一項に規定する開示の実施に関し実施機関が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p>
<p>一 開示を実施する日時及び場所（開示を写し等（文書又は図画の写し並びに電磁的記録を複写したもの及び用紙に出力したものをいう。以下同じ。）の交付の方法により実施する場合であって、当該交付を送付により実施するときを除く。）</p>	<p>一 開示を実施する日時及び場所（開示を写し等（文書又は図画の写し並びに電磁的記録を複写したもの及び用紙に出力したものをいう。以下同じ。）の交付の方法により実施する場合であって、当該交付を送付により実施するときを除く。）</p>

## 二 開示の実施の方法

2 条例第十二条第一項に規定する書面は、行政文書の全部を開示する場合にあっては行政文書開示決定通知書（別記第二号様式）、行政文書の一部を開示する場合にあっては行政文書部分開示決定通知書（別記第三号様式）とする。

3 条例第十二条第二項に規定する書面は、行政文書不開示決定通知書（別記第四号様式）とする。

（開示決定等期間延長通知書）

第四条 条例第十三条第二項に規定する書面は、開示決定等期間延長通知書（別記第五号様式）とする。

（開示決定等の期限の特例適用通知書）

第五条 条例第十四条に規定する書面は、開示決定等の期限の特例適用通知書（別記第六号様式）とする。

（事案移送通知書）

第六条 条例第十五条第一項に規定する書面は、事案移送通知書（別記第七号様式）とする。

2 条例第十五条の二第一項に規定する書面は、事案移送通知書（議会移送用）（別記第七号様式の二）とする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る通知）

第七条 条例第十六条第一項に規定する実施機関が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 開示請求の年月日

二 開示請求に係る行政文書に記録されている当該県以外のものに関する情報の内容

三 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第十六条第二項に規定する実施機関が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 開示請求の年月日

二 条例第十六条第二項各号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

三 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

四 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第十六条第二項に規定する書面は、意見書提出に係る通知書（別記第

## 二 開示の実施の方法

2 条例第十二条第一項に規定する書面は、行政文書の全部を開示する場合にあっては行政文書開示決定通知書（別記第二号様式）、行政文書の一部を開示する場合にあっては行政文書部分開示決定通知書（別記第三号様式）とする。

3 条例第十二条第二項に規定する書面は、行政文書不開示決定通知書（別記第四号様式）とする。

（開示決定等期間延長通知書）

第四条 条例第十三条第二項に規定する書面は、開示決定等期間延長通知書（別記第五号様式）とする。

（開示決定等の期限の特例適用通知書）

第五条 条例第十四条に規定する書面は、開示決定等の期限の特例適用通知書（別記第六号様式）とする。

（事案移送通知書）

第六条 条例第十五条第一項に規定する書面は、事案移送通知書（別記第七号様式）とする。

2 条例第十五条の二第一項に規定する書面は、事案移送通知書（議会移送用）（別記第七号様式の二）とする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る通知）

第七条 条例第十六条第一項に規定する実施機関が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 開示請求の年月日

二 開示請求に係る行政文書に記録されている当該県以外のものに関する情報の内容

三 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第十六条第二項に規定する実施機関が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 開示請求の年月日

二 条例第十六条第二項各号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

三 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

四 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第十六条第二項に規定する書面は、意見書提出に係る通知書（別記第

八号様式)とする。

- 4 条例第十六条第三項(条例第二十二条において準用する場合を含む。)に規定する書面は、行政文書の開示に係る通知書(別記第九号様式)とする。  
(電磁的記録の開示の実施の方法)

第八条 条例第十七条に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法(プログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。))を用いて行う必要があるものにあつては、監査委員が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)とする。

一 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録  
 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

二 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

- 2 前項第二号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法(プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、監査委員が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

- 3 前各項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、監査委員は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

(行政文書の開示)

第九条 行政文書を閲覧し、又は視聴するものは、当該行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

- 2 監査委員は、前項の規定に違反したもの又は違反するおそれがあると認められるものに対し、行政文書の閲覧又は視聴を停止し、又は禁止することができる。

- 3 行政文書の写し等を交付する場合の交付部数は、開示請求一件につき一部とする。

(審査会に諮問した旨の通知)

第十条 条例第二十一条第二項の規定による通知は、諮問通知書(別記第十号様式)により行うものとする。

八号様式)とする。

- 4 条例第十六条第三項(条例第二十二条において準用する場合を含む。)に規定する書面は、行政文書の開示に係る通知書(別記第九号様式)とする。  
(電磁的記録の開示の実施の方法)

第八条 条例第十七条に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法(プログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。))を用いて行う必要があるものにあつては、監査委員が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)とする。

一 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録  
 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

二 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

- 2 前項第二号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法(プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、監査委員が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

- 3 前各項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、監査委員は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

(行政文書の開示)

第九条 行政文書を閲覧し、又は視聴するものは、当該行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

- 2 監査委員は、前項の規定に違反したもの又は違反するおそれがあると認められるものに対し、行政文書の閲覧又は視聴を停止し、又は禁止することができる。

- 3 行政文書の写し等を交付する場合の交付部数は、開示請求一件につき一部とする。

(審査会に諮問した旨の通知)

第十条 条例第二十一条第二項の規定による通知は、諮問通知書(別記第十号様式)により行うものとする。

(点字による請求等)

第十一条 第二条第一項及び第七条第三項の規定にかかわらず、視覚障害者は、第二条第一項に規定する行政文書開示請求書及び第七条第三項に規定する意見書提出に係る通知書の別紙に代えてそれぞれの様式に示された事項を点字により表記した文書により提出することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成十三年四月一日から施行する。  
(監査委員が管理する公文書の公開に関する規程の廃止)
- 2 監査委員が管理する公文書の公開に関する規程(昭和六十三年千葉県監査委員告示第一号)は、廃止する。

附 則(平成十四年三月二十九日監査委員告示第四号)

この告示は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成十七年四月一日監査委員会告示第五号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成十九年九月二十八日監査委員告示第五号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成十九年十月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示の施行前に、改正前の千葉県監査委員が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規程及び千葉県監査委員が保有する行政文書の開示等に関する規程の規定により調製した用紙は、この告示の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成二十六年十二月十九日監査委員告示第七号)

この告示は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則(平成二十八年三月二十五日監査委員告示第二号)

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(令和二年三月十七日監査委員告示第三号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和二年四月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示の施行前に、改正前の千葉県監査委員が保有する行政文書の開示等に関する規程の規定により調製した用紙は、この告示の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(点字による請求等)

第十一条 第二条第一項及び第七条第三項の規定にかかわらず、視覚障害者は、第二条第一項に規定する行政文書開示請求書及び第七条第三項に規定する意見書提出に係る通知書の別紙に代えてそれぞれの様式に示された事項を点字により表記した文書により提出することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成十三年四月一日から施行する。  
(監査委員が管理する公文書の公開に関する規程の廃止)
- 2 監査委員が管理する公文書の公開に関する規程(昭和六十三年千葉県監査委員告示第一号)は、廃止する。

附 則(平成十四年三月二十九日監査委員告示第四号)

この告示は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成十七年四月一日監査委員会告示第五号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成十九年九月二十八日監査委員告示第五号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成十九年十月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示の施行前に、改正前の千葉県監査委員が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規程及び千葉県監査委員が保有する行政文書の開示等に関する規程の規定により調製した用紙は、この告示の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成二十六年十二月十九日監査委員告示第七号)

この告示は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則(平成二十八年三月二十五日監査委員告示第二号)

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(令和二年三月十七日監査委員告示第三号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和二年四月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示の施行前に、改正前の千葉県監査委員が保有する行政文書の開示等に関する規程の規定により調製した用紙は、この告示の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別 記

第一号様式

(第二条第一項)

第二号様式

(第三条第二項)

第三号様式

(第三条第二項)

第四号様式

(第三条第三項)

第五号様式

(第四条)

第六号様式

(第五条)

第七号様式

(第六条第一項)

第七号様式の二

(第六条第二項)

第八号様式

(第七条第三項)

第九号様式

(第七条第四項)

第十号様式

(第十条)

別 記

第一号様式

(第二条第一項)

第二号様式

(第三条第二項)

第三号様式

(第三条第二項)

第四号様式

(第三条第三項)

第五号様式

(第四条)

第六号様式

(第五条)

第七号様式

(第六条第一項)

第七号様式の二

(第六条第二項)

第八号様式

(第七条第三項)

第九号様式

(第七条第四項)

第十号様式

(第十条)

新旧対照表

○千葉県人事委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、千葉県人事委員会（以下「委員会」という。）が保有する行政文書の開示等について、<u>千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設を定める規則</u>（平成十三年千葉県規則第十号）及び千葉県情報公開条例第八条第二号ハの警察職員を定める規則（平成十七年千葉県規則第六十六号）に定めるもののほか、千葉県情報公開条例（平成十二年千葉県条例第六十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、千葉県人事委員会（以下「委員会」という。）が保有する行政文書の開示等について、<u>千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設及び同項第三号の電磁的記録を定める規則</u>（平成十三年千葉県規則第十号）及び千葉県情報公開条例第八条第二号ハの警察職員を定める規則（平成十七年千葉県規則第六十六号）に定めるもののほか、千葉県情報公開条例（平成十二年千葉県条例第六十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

新旧対照表

○千葉県労働委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成十七年千葉県労働委員会規則第二号）

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、千葉県労働委員会（以下「委員会」という。）が保有する行政文書の開示等について、<u>千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設を定める規則</u>（平成十三年千葉県規則第十号）及び千葉県情報公開条例第八条第二号ハの警察職員を定める規則（平成十七年千葉県規則第六十六号）に定めるもののほか、千葉県情報公開条例（平成十二年千葉県条例第六十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条～第十一条 略</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、令和五年四月一日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、千葉県労働委員会（以下「委員会」という。）が保有する行政文書の開示等について、<u>千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設及び同項第三号の電磁的記録を定める規則</u>（平成十三年千葉県規則第十号）及び千葉県情報公開条例第八条第二号ハの警察職員を定める規則（平成十七年千葉県規則第六十六号）に定めるもののほか、千葉県情報公開条例（平成十二年千葉県条例第六十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条～第十一条 略</p>

新旧対照表

○千葉県収用委員会が保有する行政文書の開示等に関する規程（平成十七年千葉県収用委員会告示第七号）

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規程は、千葉県収用委員会（以下「委員会」という。）が保有する行政文書の開示等について、<u>千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設を定める規則</u>（平成十三年千葉県規則第十号）及び千葉県情報公開条例第八条第二号ハの警察職員を定める規則（平成十七年千葉県規則第六十六号）に定めるもののほか、千葉県情報公開条例（平成十二年千葉県条例第六十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条～第十一条 略</p> <p>附 則（令和五年 月 日収用委員会告示第 号） この告示は、令和五年四月一日から施行する。</p> <p>別 記 第一号様式～第十一号様式 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規程は、千葉県収用委員会（以下「委員会」という。）が保有する行政文書の開示等について、<u>千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設及び同項第三号の電磁的記録を定める規則</u>（平成十三年千葉県規則第十号）及び千葉県情報公開条例第八条第二号ハの警察職員を定める規則（平成十七年千葉県規則第六十六号）に定めるもののほか、千葉県情報公開条例（平成十二年千葉県条例第六十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条～第十一条 略</p> <p>別 記 第一号様式～第十一号様式 略</p>

新旧対照表

○千葉海区漁業調整委員会が保有する行政文書の開示等に関する規程

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規程は、千葉海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が保有する行政文書の開示等について、<u>千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設を定める規則</u>（平成十三年千葉県規則第十号）及び千葉県情報公開条例第八条第二号ハの警察職員を定める規則（平成十七年千葉県規則第六十六号）に定めるもののほか、千葉県情報公開条例（平成十二年千葉県条例第六十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規程は、千葉海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が保有する行政文書の開示等について、<u>千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設及び同項第三号の電磁的記録を定める規則</u>（平成十三年千葉県規則第十号）及び千葉県情報公開条例第八条第二号ハの警察職員を定める規則（平成十七年千葉県規則第六十六号）に定めるもののほか、千葉県情報公開条例（平成十二年千葉県条例第六十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>略</p>

新旧対照表

○千葉県内水面漁場管理委員会が保有する行政文書の開示等に関する規程

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規程は、千葉県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が保有する行政文書の開示等について、<u>千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設を定める規則</u>（平成十三年千葉県規則第十号）及び千葉県情報公開条例第八条第二号ハの警察職員を定める規則（平成十七年千葉県規則第六十六号）に定めるもののほか、千葉県情報公開条例（平成十二年千葉県条例第六十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規程は、千葉県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が保有する行政文書の開示等について、<u>千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設及び同項第三号の電磁的記録を定める規則</u>（平成十三年千葉県規則第十号）及び千葉県情報公開条例第八条第二号ハの警察職員を定める規則（平成十七年千葉県規則第六十六号）に定めるもののほか、千葉県情報公開条例（平成十二年千葉県条例第六十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>略</p>

新旧対照表

○警察本部長が保有する行政文書の開示等に関する告示

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、警察本部長が保有する行政文書の開示等について、<u>千葉県情報公開条例第2条第2項第2号の施設を定める規則</u>（平成13年千葉県規則第10号）及び千葉県情報公開条例第8条第2号ハの警察職員を定める規則（平成17年千葉県規則第66号）に定めるもののほか、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、警察本部長が保有する行政文書の開示等について、<u>千葉県情報公開条例第2条第2項第2号の施設及び同項第3号の電磁的記録を定める規則</u>（平成13年千葉県規則第10号）及び千葉県情報公開条例第8条第2号ハの警察職員を定める規則（平成17年千葉県規則第66号）に定めるもののほか、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>